

2022年1月28日

東京都知事
小池 百合子 殿

東京保険医協会
会長 須田 昭夫

東京歯科保険医協会
会長 坪田 有吏



医療を継続するための検査に関する要望書

謹啓 新型コロナウイルス感染対策に関する貴職のご努力に敬意を表します。東京保険医協会、東京歯科保険医協会は東京都内で開業する1万名以上の医師・歯科医師を会員とする保険医の団体です。東京都民の健康と安全のため、医療を継続するための検査に関する要望をいたします。

厚生労働省は2021年8月13日付事務連絡（以下「事務連絡」）で、医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について、「他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること」等の一定の要件を満たした場合の医療行為は不要不急の外出に当たらないとの判断を明らかにしています。要件の中に示されている「核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）」については、同通知の中で「原則として行政検査として実施することが望ましい」とされています。しかし、核酸検出検査は検査数の増加により、結果が明らかになるまで時間がかかり、抗原定性検査キットは2022年1月22日に1都3県で国に要望をしている通り、徐々に入手に支障が出始めています。抗原定性検査キットの今後の供給について、各業者などへの働きかけを行うなどのご努力は承知の上ですが、医療従事者である濃厚接触者が「事務連絡」に基づいて行う抗原検査のための検査キットを東京都が確保することは、地域医療ならびに、医療従事者が安心して働くことのできる環境づくりには不可欠です。また、医療従事者の濃厚接触者が医療行為を行うことは不要不急の外出でないならば、「事務連絡」に基づいて行う検査は検査費用の補助を行うべきです。

以上より、地域医療を守るために、医療を継続するための検査に関して、下記の通り、要望いたします。

謹白

記

1. 医療従事者が「事務連絡」に基づいて行う抗原検査のための検査キットを確保すること
2. 医療従事者である濃厚接触者が「事務連絡」に基づいて行う検査に係る費用の補助を行うこと
3. 核酸検出検査の結果が迅速にわかるよう検査体制を整えること

以上